



# 島根県報

平成18年 3 月 7 日 (火)  
第 1,757 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	( 高 齢 者 福 祉 課 )	1
換地処分 ( 2 件 )	( 農 村 整 備 課 )	2
土地改良事業計画書の縦覧	( " )	2
県営土地改良事業の工事の完了	( " )	2
解除予定保安林	( 森 林 整 備 課 )	2
保安林の指定施業要件の変更	( " )	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示 ( 2 件 )	( " )	3
道路の区域の変更	( 道 路 維 持 課 )	4
道路の供用開始	( " )	6
廃川敷地等の発生	( 河 川 課 )	7

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	( 環 境 生 活 総 務 課 )	8
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	( 都 市 計 画 課 )	9
平成18年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	( 建 築 住 宅 課 )	9

### 特定調達公告

島根県立松江農林高等学校及び島根県立出雲農林高等学校の電子計算組織一式の調達に係る一般競争入札の落札者等	( 教 育 施 設 課 )	11
--	---------------	----

### 公安規則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	( 警 察 本 部 )	11
------------------------	-------------	----

## 告 示

### 島根県告示第185号

介護保険法 ( 平成 9 年法律第123号 ) 第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成18年 3 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 ブラックス・コ タニ	福祉用具貸与	(有)ブラックス・コタニ福祉 用具貸与事業部八虹	松江市島根町大芦662番地 3	平成18年 2 月24日
社会福祉法人 花の村	福祉用具貸与	福祉用具貸与事業所 合歡 の郷	江津市後地町821番地	平成18年 3 月 1 日

島根県告示第186号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、雲南市木次町土地改良区理事長から川上上地区における換地処分を平成18年2月23日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年3月7日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成18年2月23日付けで県営土地改良事業に係る悠YOUおおち東地区木須田工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年3月7日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第188号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年3月7日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
出雲市	堤廻下地区用排水施設事業（ため池等整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第189号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成18年3月7日

島根県知事 澄 田 信 義

事業名	完了年月日
名島地区区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成18年1月18日

島根県告示第190号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 3 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所  
雲南市吉田町吉田字菅谷4322 - 13、字川尻4328 - 12、4329 - 34
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

島根県告示第191号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成18年 3 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
飯石郡飯南町獅子587、588 - 3、長谷973、974、978から991まで、八神1758から1761まで、1875から1879まで、1880 - 1、1880 - 2、1881から1883まで、1884 - 3 から1884 - 5 まで、1895 - 1、1895 - 3、1895 - 14、1898 - 2、1898 - 3、小田1329 - 25、1329 - 43、1329 - 47、1329 - 48
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第192号

平成18年島根県告示第107号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成18年 3 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所				不明である通知の相手方	
市	町		地番	保安林の所有者	住所
浜田	弥栄	小坂	260	三浦麻一	浜田市弥栄町小坂293
			261	三浦時治	

			262		
			262 - 1		
			262 - 2		
			262 - 3		
			262 - 4		
			262 - 5		
			263		
			264		
			264 - 1		
			265		
			946 - 1		
			946 - 4		
			940		
			940 - 1		

島根県告示第193号

平成18年島根県告示第108号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成18年3月7日

島根県知事 澄 田 信 義

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所				不明である通知の相手方	
市	町		地番	保安林の所有者	住 所
浜田	弥栄	木都賀	イ2201	栗栖和司	松江市東津田町1134
			イ2202		
			イ2203		
			イ2204		

島根県告示第194号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年3月7日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地 方機関の名 称	備 考	
		区 間	変更前 後の別	敷地の幅員			延 長
一般国道	432号	松江市八雲町東岩坂 1940番地先から同1836 番地先まで	前	メートル 4.50 ~ 28.00	メートル 1,138.00	道路改良工事 拡幅	
			後	12.00 ~ 68.50	971.00		
"	"	松江市八雲町東岩坂 1836番地先から同1612 番 1 地先まで	前 A	4.50 ~ 9.00	937.00	道路改良工事 左記の A 及び B は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ	
			後	A	4.50 ~ 9.00		937.00
				B	8.00 ~ 29.00		1,058.40
"	"	松江市八雲町日吉13番 2 地先から同19番 3 地 先まで	前	21.00 ~ 44.50	32.00	不用物件発生 減幅 払い下げ	
			後	19.50 ~ 22.50	32.00		
県 道	松江島根線	松江市島根町加賀260 番 1 地先から同261番 2 地先まで	前	10.40 ~ 16.30	52.50	松江土木建 築事務所 災害防除工事 拡幅	
			後	19.00 ~ 48.50	52.50		
"	八重垣神社 八雲線	松江市佐草町409番 1 地先から同町401番 1 地先まで	前	5.00 ~ 10.50	197.00	道路改良工事 拡幅	
			後	6.00 ~ 15.00	197.00		
"	"	松江市佐草町850番 4 地先から同町1024番地 先まで	前	8.50 ~ 12.00	66.00	道路改良工事 拡幅	
			後	8.50 ~ 15.50	66.00		
"	"	松江市佐草町842番 1 地先から同町841番 1 地先まで	前	7.50 ~ 11.50	166.00	道路改良工事 拡幅	
			後	7.50 ~ 18.50	166.00		
"	出雲イン ター線	出雲市東神西町368番 9 地先から同市神西沖 町302番 1 地先まで	前	27.00 ~ 107.00	380.00	出雲土木建 築事務所 道路改良工事 拡幅	
			後	27.00 ~ 112.00	380.00		
"	浜田作木線	邑智郡邑南町日貫4073 番地先から同6843番11 地先まで	前	4.00 ~ 18.00	263.00	道路改良工事 拡幅	
			後	14.00 ~ 40.00	230.00		

"	"	邑智郡邑南町阿須那 2000番3地先から同 2016番1地先まで	前	9.00~ 30.00	356.00	築事務所	災害防除工事 拡幅
			後	13.50~ 111.50	356.00		
"	旭戸河内線	浜田市旭町来尾848番 地先から同852番8地 先まで	前	3.50~ 18.00	885.00	浜田土木建 築事務所	道路改良工事 拡幅
			後	3.50~ 18.00	885.00		
"	"	浜田市旭町来尾23番地 先から同地先まで	前	3.50~ 4.90	56.00	浜田土木建 築事務所	道路改良工事 拡幅
			後	3.50~ 9.00	56.00		
"	田所国府線	浜田市旭町都川2392番 1地先から同2394番2 地先まで	前	4.40~ 20.00	147.00	浜田土木建 築事務所	道路改良工事 拡幅
			後	7.70~ 26.00	147.00		
"	"	浜田市旭町都川2406番 3地先から同地先まで	前	7.00~ 10.00	219.00	浜田土木建 築事務所	道路改良工事 拡幅
			後	9.00~ 17.00	219.00		
"	皆井田江津 線	江津市二宮町神村1641 番5地先から同地先ま で	前	21.00~ 37.00	44.00	浜田土木建 築事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	21.00~ 60.00	44.00		

島根県告示第195号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年3月7日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地 方機関の名 称	備 考
一般国道	186号	浜田市金城町小国イ863番4地先から同 地先まで	メートル 45.50	平成18年 3月7日	浜田土木建 築事務所	
県 道	松江島根線	松江市島根町加賀260番1地先から同261 番2地先まで	52.50	"		
"	八重垣神社 八雲線	松江市佐草町409番1地先から同町400番 6地先まで	313.00	"		

〃	〃	松江市佐草町1039番 2 地先から同町388番地先まで	64.00	〃		
〃	〃	松江市佐草町855番 1 地先から同町856番 2 地先まで	76.00	〃	松江土木建築事務所	
〃	〃	松江市佐草町850番 4 地先から同町1024番地先まで	70.00	〃		
〃	〃	松江市佐草町842番 1 地先から同町841番 1 地先まで	173.00	〃		
〃	東出雲馬潟港線	八束郡東出雲町大字出雲郷字西灘35番15地先から同字 8 番地先まで	344.00	〃		
〃	安来伯太日南線	安来市伯太町東母里854番 4 地先から同665番 4 地先まで	300.00	〃	松江土木建築事務所 広瀬土木事業所	
〃	川本波多線	邑智郡美郷町粕淵585番 1 地先から同586番地先まで	186.00	平成18年 3月10日	川本土木建築事務所	
〃	〃	大田市三瓶町志学字坊地境畑八250番 1 地先から同所字田ノ迫八244番 1 地先まで	125.00	〃	川本土木建築事務所 大田土木事業所	
〃	旭戸河内線	浜田市旭町来尾848番地先から同852番 8 地先まで	885.00	平成18年 3月7日	浜田土木建築事務所	
〃	〃	浜田市旭町来尾23番地先から同地先まで	56.00	〃		
〃	田所国府線	浜田市旭町都川2392番 1 地先から同2394番 2 地先まで	147.00	〃		
〃	〃	浜田市旭町都川2406番 3 地先から同地先まで	219.00	〃		
〃	〃	浜田市旭町都川2406番 3 地先から同地先まで	198.60	〃		
〃	弥栄旭インター線	浜田市旭町丸原1522番 1 地先から同1523番 2 地先まで	100.00	〃		
〃	都川中野線	浜田市旭町都川2601番12地先から同地先まで	152.00	〃		
〃	〃	浜田市旭町都川2598番 7 地先から同2599番27地先まで	81.60	〃		
〃	皆井田江津線	江津市二宮町神主イ64番 2 地先からイ107番 4 地先まで	31.00	〃		
〃	〃	江津市二宮町神村1641番 5 地先から同地先まで	44.00	〃		

島根県告示第196号

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次

のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県松江土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年3月7日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 河川の名称  
一級河川斐伊川水系朝酌川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成18年3月7日
- 3 廃川敷地等の位置
  - (1) 松江市下東川津町字中島1436番
  - (2) 松江市下東川津町字塚田1437番
  - (3) 松江市下東川津町字塚田1438番
  - (4) 松江市下東川津町字塚田1439番
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 470.40平方メートル

---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月7日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日  
平成18年2月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 森の一滴
- 3 代表者の氏名  
河角守雄
- 4 主たる事務所の所在地  
雲南市吉田町深野87番地6
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、川上・川下、過疎・過密、田舎・都市などから生じる対立軸を環境・生業・歴史・文化に関する視点から捕らえ、人物・団体などとネットワークを図り、さらに、環境保全のテーマのもとに環境保全活動の推進、資源の再利用や開発を通して、広く社会との連携と交流を押し進める事業を実施し、地域の活力ある社会と社会貢献を目指すことを目的とする。
- 6 縦覧に供する書類  
定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書
- 7 縦覧期間  
申請書を受理した日から2月間
- 8 縦覧場所  
県政情報センター（県庁南庁舎1階）  
特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成18年 3 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 土地区画整理組合の名称  
東出雲町出雲郷南土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成15年 2 月14日から平成19年 3 月31日まで
- 3 施行地区  
八束郡東出雲町大字出雲郷の一部
- 4 事務所の所在地  
八束郡東出雲町大字出雲郷1232番地 1
- 5 設立認可の年月日  
平成15年 2 月14日
- 6 変更認可の年月日  
平成18年 3 月 7 日

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、平成18年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）第16条の規定に基づき公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の17第 1 項の島根県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成18年 3 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 試験期日及び時間
  - (1) 「学科の試験」  
(二級建築士試験)  
平成18年 7 月 2 日（日）午前10時から午後 5 時10分まで  
(木造建築士試験)  
平成18年 7 月23日（日）午前10時から午後 5 時10分まで
  - (2) 「設計製図の試験」  
(二級建築士試験)  
平成18年 9 月24日（日）午前11時30分から午後 4 時まで  
(木造建築士試験)  
平成18年10月 8 日（日）午前11時30分から午後 4 時まで
- 2 試験地及び試験場
  - (1) 「学科の試験」  
(二級建築士試験)  
松江市 松江市古志原 4 - 1 - 10  
島根県立松江工業高等学校

(木造建築士試験)

松江市 松江市古志原4 - 1 - 10

島根県立松江工業高等学校

(2) 「設計製図の試験」

(二級建築士試験)

松江市 松江市古志原4 - 1 - 10

島根県立松江工業高等学校

(木造建築士試験)

松江市 松江市古志原4 - 1 - 10

島根県立松江工業高等学校

### 3 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成16年以降に二級・木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込に必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受付期間及び受付時間

平成18年4月1日(土)から4月7日(金)まで

受付開始日の午前10時から受付最終日の午後4時まで

イ 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaenic.jp/>)において、必要な事項を入力し申込むこと。

(2) 受付場所における受験申込

ア 受付地、受付場所及び受付期間

松江市 松江市北田町35 - 3

社団法人島根県建築士会

平成18年4月10日(月)から4月14日(金)まで

浜田市 浜田市原井町908 - 28

浜田建設会館

平成18年4月10日(月)から4月11日(火)まで

イ 受付時間

午前10時から午後4時まで

ウ 受験申込方法

受験申込書の受付は、原則として上記受付地に設ける受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出すること。

ただし、離島その他の遠隔地で、直接申込ができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り郵送を認める。

郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、所要の郵便切手をはったあて先明記の受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とすること。

4 合格者の発表及び合否の通知

平成18年12月7日(木)(予定)。合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については、平成18年9月5日(火)(予定)

5 合格判定基準の公表

合格者の発表の際に合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び社団法人島根県建築士会に掲示する。

6 その他

- (1) 設計製図の課題は、平成18年 6 月21日(水)ごろから財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び社団法人島根県建築士会に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。
- (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成18年 3 月 7 日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

### 1 物品等の名称及び数量

- (1) 島根県立松江農林高等学校電子計算組織一式
- (2) 島根県立出雲農林高等学校電子計算組織一式

### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県教育委員会教育施設課施設・助成グループ 島根県松江市殿町1番地

### 3 落札者を決定した日

平成18年 1 月23日

### 4 落札者の氏名及び住所

- (1) 株式会社えすみ 松江営業所 所長 平岡秀則  
島根県松江市西嫁島3丁目2番13号
- (2) ダイワボウ情報システム株式会社 松江支店 支店長 岸美佐夫  
島根県松江市学園南1丁目19番10号

### 5 落札金額

- (1) 34,335,000円
- (2) 32,445,000円

### 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

### 7 特例公告を行った日

平成17年12月13日

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月 7 日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

### 島根県公安委員会規則第1号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則(昭和55年島根県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第15条に次の1号を加える。

- (10) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に規定する自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け、又は付着させて、大型自動車、普通自動車(原動機の大きさが、総排気量については

0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。)又は大型特殊自動車を運転しないこと。

第21条に次の1号を加える。

(9) 道路において、ロボットの実用化に向けた課題を検証することを目的として、当該ロボットの移動を伴う実証実験をすること。

別表一般国道9号(江津道路)の項中「江津市嘉久志町イ568番」を「江津市嘉久志町イ405番」に改め、同表中

一般国道9号	浜田市原井町912番2先から浜田市笠柄町5番先まで	を
--------	---------------------------	---

一般国道9号(バイパス)	浜田市下府町1820番2先から浜田市笠柄町5番先まで	に改め、同表市道 浜
--------------	----------------------------	------------

田361号線の項の次に次のように加える。

市道 浜田商港周布線	浜田市周布町268番地先から浜田市日脚町975番地先まで
市道 周布17号線	浜田市日脚町975番地先から浜田市周布町1070番1地先まで

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。